

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
 - 地域施工会社との技術連携・共同施工体制の構築
 - 若手技能者育成に向けた協力会社との合同研修の実施
 - 事業承継(M&A)についての情報提供・相談窓口の設置
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
 - 工事写真・施工管理データの共通フォーマット化
 - 施工管理アプリやチャットツールの活用支援
 - サイバーセキュリティに関する注意喚起と基本ルール提示
- c. 専門人材マッチング
 - 技能者不足分野における外部専門業者とのマッチング支援
 - ICT施工(ドローン測量等)の専門人材との連携推進
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
 - 低炭素型資材の調達推進
 - 工事現場における省エネ機器の導入促進
 - 建設副産物の適正処理やリサイクル活動の強化
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

- 現場作業員の熱中症対策・健康維持に関する情報提供
- 安全衛生講習の協力会社との共同実施

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

- 不合理な原価低減要請を行いません。
- 協力会社と少なくとも年1回以上協議し、労務費・材料費の上昇分を適切に反映した価格設定を行います。
- 原価上昇時には可能な限り速やかな価格転嫁を目指します。
- 契約条件は書面または電子データで明示し、透明性のある契約を徹底します。

③ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

- 可能な限り現金払いを行い、協力会社の資金繰りへ配慮します。
- 手形・電子記録債権を用いる場合は、支払サイトを60日以内とし、割引料等を協力会社の負担としません。

④ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

- 工事方法や見積り計算方法など、協力会社のノウハウを不当に求めません。
- 秘密保持契約は相互公平な内容とし、立場を利用した不当な要求を行いません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

- 協力会社に対し、適正な工期を確保し、短納期発注や急な仕様変更を避けます。
- 災害時や緊急時においても取引先に一方的な負担を押し付けません。
- 事業再開時には取引継続に配慮します。

3. その他（任意記載）

- プライチェーン全体に価格転嫁の方針が伝わるよう情報発信に努めます。
- 建設現場の安全性向上に関する取り組み（KY 活動、パトロール等）を協力会社と共同で実施します。
- 約束手形の廃止に向け、電子記録債権・現金支払いへの移行を推進します。

令和7年12月1日

有限会社牟田建設

企 業 名

代表取締役 牟田真也

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・ 本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・ 主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。